## ::国連世界観光機関(UNWTO)賛助加盟員(アフィリエート・メンバー)プログラム::

- 加盟手続(申請用) - ※2019年7月24日時点におけるスケジュール

- ① 加盟申請者による加盟申請書類のご準備(下記1~3)
  - 1. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※下記 URL よりダウンロード可能
  - 2. UNWTO 憲章及び世界観光倫理憲章同意書(Letter of acceptance) ※下記 URL よりダウンロード可能 URL: http://affiliatemembers.unwto.org/content/affiliation-procedure
  - 3. 政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)

※日本の場合は、観光庁長官からの公式推薦状とする。 **※下段②欄参照** 

●加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先

国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所(一般財団法人アジア太平洋観光交流センター)

Email: info@unwto-ap.org / TEL: 0742-30-3880

- ② 上記 3. 政府観光当局(日本では観光庁)からの公式推薦状の発給依頼については下記 1~3を申請者→観光庁へメール添付で提出 ※提出が切:2月21日(金)
- 1. JTA 推薦状依頼文書(観光庁に参考様式あり)
- 2. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) ※上段①欄の 1. を PDF にて提出
- 3. 申込書(UNWTO Affiliate Member Application form) の和訳を提出 (1 頁目「3. Description」及び、6 頁目「3. Main tourism products」の箇所のみ。形式は任意) 政府観光当局発給公式推薦状(letter of official support)を観光庁にて発行するため、申請書類提出の前に一度、観光庁担当者による面談を実施します。 (2月上旬~2月中旬実施予定)
  - ※面談時又は面談後に申請書類の記載内容について、観光庁より加盟申請者様へ修正等依頼させていただく ことがあります。
- ●観光庁担当部署 (発給については下記の2名宛でメールにてご依頼下さい。)

国土交通省 観光庁国際関係参事官室 電話番号:03-5253-8922(直通)

Email: 岡田: okada-r2zf@mlit.go.jp 中村: nakamura-m2cq@mlit.go.jp

③公式推薦状が発行される場合推薦状は 日本政府から UNWTO 本部賛助加盟員 部へ**直接送付**致します。

※加盟申請者で対応いただく必要はありません。

(観光庁→外務省→在スペイン大使館)

※外務省への提出が切:3月19日(木)

④加盟申請者は①で準備した 1.申込書、及び 2.同意書をUNWT O賛助加盟員部に提出

(申請者 → UNWTO 賛助加盟部へ1~2 の書類原本を郵送および Email で提出) ※提出 ✓ 切: 4月10日(金) 必着

- ⑤ UNWTO 執行理事会開催時の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認
  - ※2020 年 5 月~6 月開催予定 112 回 UNWTO 理事会 開催地 (2019 年 9 月中旬に決定予定) 承認後 1 週間以内にメールで仮承認書をお送りいたします。

UNWTO から加盟申請者に通知書(inclusion Letter)及び請求書を送付

- ※仮承認通知書が届き次第、UNWTO 賛助加盟員として各種プログラムに参加可能 当年 12 月までの年会費月割按分を請求
- ⑥ UNWTO 総会による承認
  - ※2021年8月~10月開催予定 開催地(2019年9月中旬に決定予定)

承認後、UNWTOから加盟申請者に承認通知を送付・翌年からは年初に年会費を請求(€2500)

※承認後申請者は、承認通知書の PDF を観光庁、国連世界観光機関駐日事務所へそれぞれ送付下さい。